



沼田市公告第172号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年12月2日

沼田市長 星 野
(経済部農林課)



記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
- 2 縦覧場所
沼田市経済部農林課
沼田市ホームページ
(<http://www.city.numata.gunma.jp/jigyosha/nourin/ringyo/1011403/1010775>)
- 3 本公告により、沼田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。